

第30号議案

蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部改正について

蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和3年3月23日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

県の取扱いに合わせて現状の所得制限を維持するため提案する。

蒲郡市母子家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

蒲郡市母子家庭等医療費助成条例（昭和53年蒲郡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法」を「政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第4項の規定は、令和3年3月1日から適用する。